

「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の
適合性を確認する条文

令和 3 年 8 月 3 1 日
新基準適合性審査チーム

1. 趣旨

令和元年5月31日に国立大学法人京都大学（以下「京都大学」という。）から申請のあった原子炉設置変更承認申請書（臨界実験装置の変更）において、試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「設置許可基準規則」という。）に係る適合性を確認する条文は、京都大学から資料1-1に示された条文に加えて、以下の理由から、設置許可基準規則第15条第2項についても確認を要するものとする。

2. 追加で適合性の確認を要する条文及びその理由

第15条（炉心等）

2 試験研究用等原子炉施設は、試験研究用等原子炉の反応度を制御することにより核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければならない。

第2項に係る要求について、資料1-1において「燃料要素が追加されることとは関係がないため、設計方針の変更の必要はなく、確認を要する対象ではない」としているが、低濃縮化燃料要素を用いた炉心において、原子炉停止系統、反応度制御系統、計測制御系統及び安全保護回路の機能と併せて機能することにより、原子炉の反応度を制御することができる能力を有することを確認する必要がある。